

「広げよう 安心・安全 京のみち」

～京都市狭あい道路整備事業～

**平成22年9月1日から、建築確認申請の前に、
狭あい道路整備の申出又は協議をお願い致します。**

平成22年9月

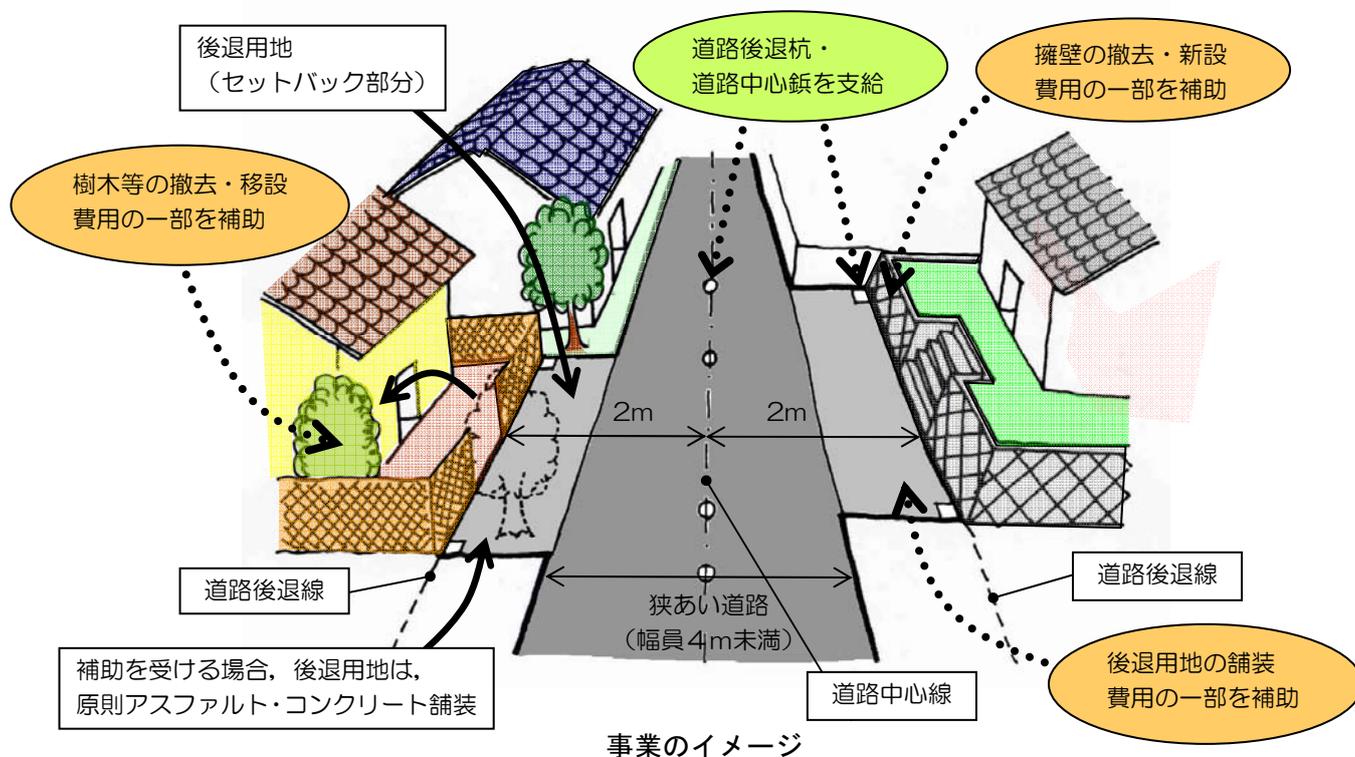
京都市都市計画局建築指導部建築指導課

●はじめに

道路は、日常の通行や日照・通風・採光を確保するための空間にとどまらず、火災や地震などの緊急時及び災害時の避難や救助活動において非常に重要な役割を担っていますが、歴史都市京都は、戦災による被害も少なかったため、狭あい道路が数多く存在し、都市防災上の大きな課題となっています。

そこで、狭あい道路の拡幅・整備を促進し、安心して安全なまちづくりを進めるため、市内全域において、狭あい道路に接した敷地での建築に際し、以下の事業を平成22年6月1日から市内全域で実施しています。

- ① 道路後退線を明示する道路後退杭の支給
- ② 道路中心線を明示する道路中心鋺の支給
- ③ 後退部分の舗装整備費用等の一部の補助



●対象となる狭あい道路とは

「建築基準法第42条第2項に規定する道路（2項道路）」で、本市においては、基準時（下表参照）に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の道（ただし袋路は除く。）を対象とします。

狭あい道路に接する敷地で建築物を建てる場合は、原則として道路の中心線から2メートル後退した線を道路境界線とみなし、敷地後退（セットバック）することが義務づけられています。

期 日	区 域
昭和25年11月23日	都市計画区域のうち、旧大枝村、旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域を除く京都市の区域（旧淀町、旧久我村、旧羽束師村及び旧久世村の区域を含む。）
昭和25年12月1日	旧大枝村の区域
昭和32年5月7日	旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域

●狭あい道路整備申出（道路後退杭支給型）について

1 趣旨

狭あい道路に接する敷地で建築物を建てる場合、建築主等のみなさまが道路後退線の位置を京都市に申し出ただくことにより、道路後退線の位置を現地で明示するための「道路後退杭」を支給します。

2 「狭あい道路整備申出」で行うこと

- (1) 設計者等が基準時の幅員と道路中心線の位置を十分に調査し、道路後退線を確定してください。
- (2) 申出書に必要事項を記入し、道路後退線と道路後退杭設置位置を明確に示した配置図及び付近見取図等を添付し、京都市に正・副2部を提出してください。その際に、確認申請事前調査報告書を提示していただきます。
- (3) 申出書の副本、建築確認申請書の副本及び建築確認済証を提示してください。申出書と建築確認申請書との照合を行い、道路後退杭を支給します。
- (4) 道路後退杭を設置したことを、杭等設置報告書に配置図及び現場写真を添付のうえ、報告してください。

●狭あい道路整備協議（道路中心線明示型）について

1 趣旨

狭あい道路に接する敷地で建築物を建てる際に、狭あい道路の道路後退線と併せて道路中心線の明示を希望される場合は、建築主等のみなさまが、狭あい道路の位置について京都市と協議を行ったうえで、向こう三軒両隣の方々から道路中心線の位置について同意を得ただけであれば、道路後退線及び道路中心線の位置を現地で明示するための「道路後退杭」及び「道路中心鉾」を支給します。

ただし、道路区域が明確である場合、同意が不要となることがあります。

2 「狭あい道路整備協議」で行うこと

- (1) 設計者等が基準時の幅員と道路中心線の位置を十分に調査し、道路後退線及び道路中心線を確定してください。
- (2) 協議書に必要事項を記入し、道路後退線・道路後退杭設置位置及び道路中心線・道路中心鉾設置位置を明確に示した配置図及び付近見取図等を添付し、京都市に正・副2部を提出して協議を開始してください。その際に、確認申請事前調査報告書を提示していただきます。
- (3) 配置図に、向こう三軒両隣の方々から、道路中心線の位置について同意する旨の押印をお願いします。
- (4) 申出書の副本と建築確認申請書の副本及び建築確認済証を提示してください。申出書と建築確認申請書との照合を行い、道路後退杭及び道路中心鉾を支給します。
- (5) 道路後退杭及び道路中心鉾を設置したことを、杭等設置報告書に配置図及び現場写真を添付のうえ、報告してください。

●後退用地の整備工事にかかる費用の一部補助

1 趣旨

狭あい道路における後退部分の整備を行う場合、京都市が当該整備費用の一部を補助することによって、狭あい道路の拡幅整備が円滑にすすむことを目的とした制度です。

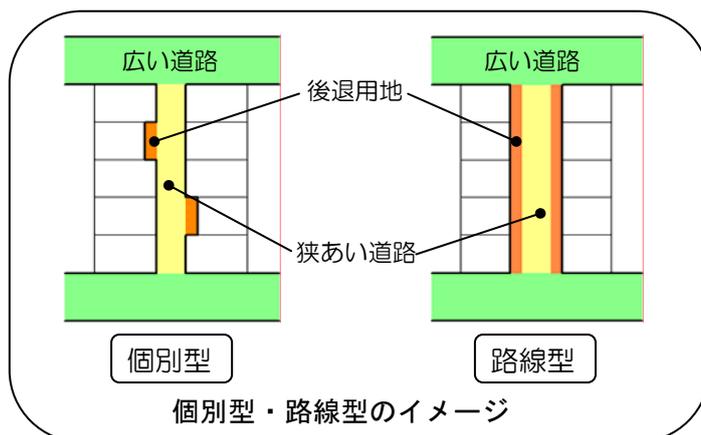
2 補助対象となる整備工事と補助率

	後退用地の舗装	後退用地内の樹木等の撤去・移設	後退用地内の既存擁壁の撤去	後退用地内の擁壁の築造	後退整備に伴うの撤去・新設	側溝等の排水施設の撤去・新設	見切りブロックの設置	塀の撤去・新設	補助率(市算定額)
個別型	○	○	○	○	—	—	—	—	1/2
路線型	○	○	○	○	○	○	○	○	2/3

※ 「個別型」は個々の敷地で、「路線型」は路線全長に渡って整備を行う場合をいいます。

※ 「補助率」は市があらかじめ算定している実費相当額に対する割合です。補助金は工種ごとに単価を定めています。

※ 補助金額・補助条件などについての詳細は「京都市狭あい道路整備事業補助金交付要領」を御覧ください。



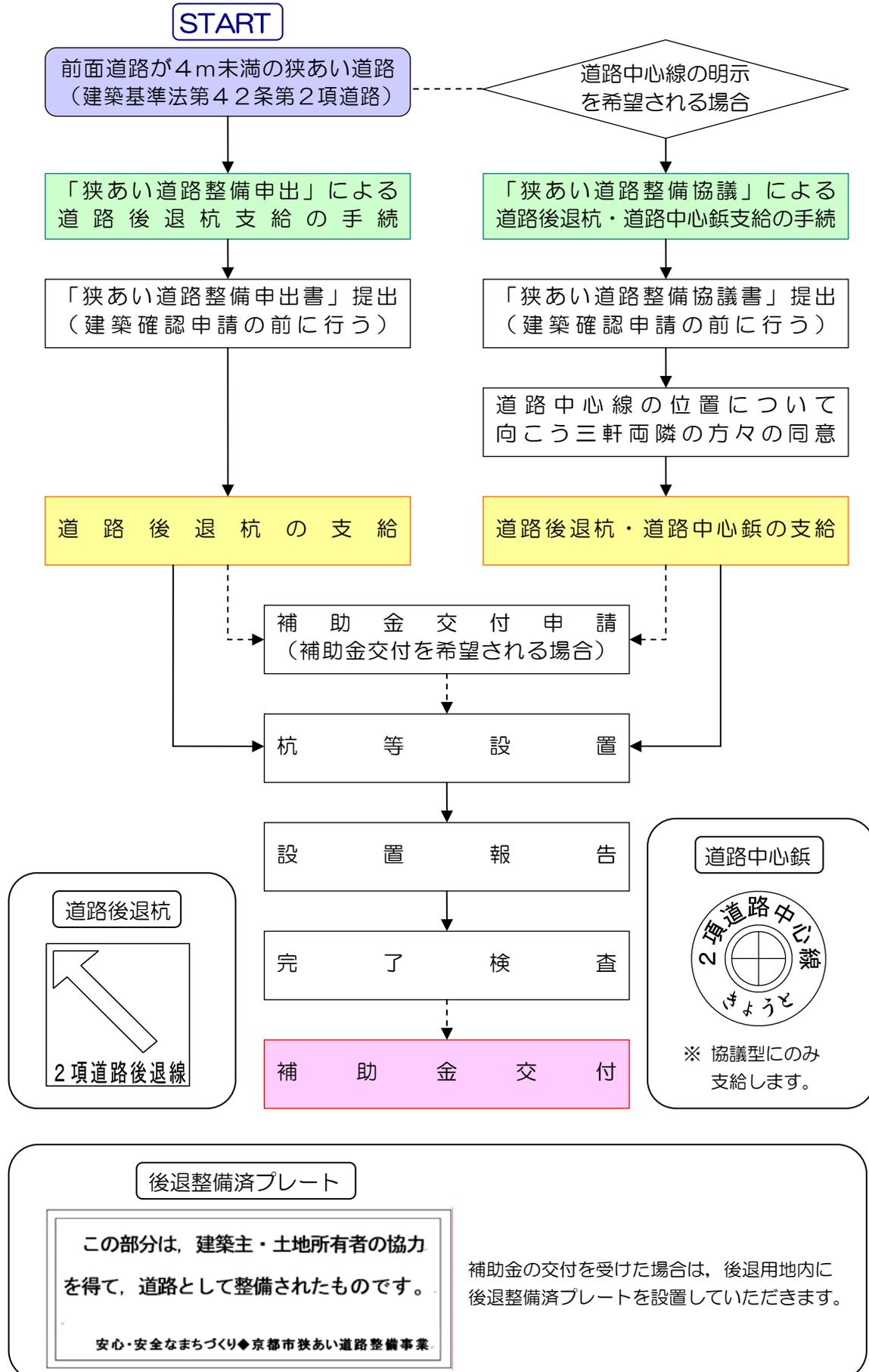
3 補助金交付申請の時期について

本事業補助金の一部は国費を充当するため、交付決定までの処理期間を考慮していただき、補助金交付申請は補助対象となる整備工事に着工する30日前までに行っていただくようお願いします。

4 補助金交付の主な条件

- ・ 後退用地の舗装は、原則として、アスファルト・コンクリート舗装とすること。
- ・ 後退用地内にある樹木や塀等の障害物は、撤去すること。
- ・ 後退整備済プレートを後退用地内に設置すること。
- ・ 都市計画法第29条に規定する許可を受ける開発行為に該当しないこと。
- ・ 整備する道が建築基準法第42条第1項第5号による位置指定道路に該当しないこと。
- ・ 狭あい道路が舗装されていること。

●狭あい道路に接する敷地で建築をする際の手の続の流れ



※ 道路後退線及び道路中心線については、十分に調査してください。

後退用地の固定資産税・都市計画税について

狭あい道路から後退し、道路状に整備され、道路としての機能及び実態を有している土地については、申告手續のうえ、固定資産税・都市計画税が非課税となる場合があります（分筆登記等を行う必要はありません。）。

当該事業の後退用地に係る固定資産税・都市計画税については、各区役所の固定資産税・都市計画税の担当部署へお問い合わせください。



お問い合わせ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎2階
京都市都市計画局建築指導部建築指導課（道路担当）

TEL 075-222-3620

FAX 075-212-3657

京都市印刷物 第224209号



PR隊長「まゆまろ」

第26回国民文化祭・京都2011 ころを整える～文化発心（ほっしん）
2011年10月29日（土）～11月6日（日）